

たけのこ、原木しいたけ等の生産者の皆様へ

平成29年4月11日
千葉県農林水産部森林課

1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

○原木しいたけ

出荷制限等により出荷・販売できない市町がありますので御注意ください。

○たけのこ解除済市町

条件付き解除であり、市町が出荷期ごとに発行する証明書がないと出荷・販売できないので御注意ください。

○原木しいたけ一部解除済市

解除対象生産者には証明書が交付されます。未解除生産者は引き続き出荷・販売できないので御注意ください。

2 概要

○新たな解除などにより、随時、変更しています。

○出荷可能条件等、詳細は市町村林業関係課、林業事務所にお問い合わせください。

平成29年4月11日現在

区分	出荷可能条件	品目	対象市町村
出荷制限・出荷自粛継続中市町村	出荷・販売できません。	原木しいたけ（露地）	我孫子市、流山市、白井市、八千代市
		たけのこ	（該当なし）
		乾しいたけ	（該当なし）
出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村（※1）	市町村が発行する <u>証明書</u> により出荷・販売可能となります。	原木しいたけ（露地）	千葉市（一部解除）、 成田市（一部解除）、 佐倉市（一部解除）、 印西市（一部解除）、 山武市（一部解除）、 君津市（一部解除）、 富津市（一部解除）
		原木しいたけ（施設）	山武市（一部解除）、 君津市（一部解除）、 富津市（一部解除）
		たけのこ	木更津市、船橋市、八千代市、芝山町、 柏市、白井市、流山市、印西市、栄町、 我孫子市（※1）
その他の市町村	①県の出荷前検査後に出荷・販売可能となります。	原木しいたけ（露地） たけのこ	県ホームページで公開しています（※2）。
	②県の出荷前検査なしに出荷・販売可能です。	原木しいたけ（施設）	

※1 たけのこの解除済み市町村の一部（市原市、香取市）は「その他の市町村」の区分、「出荷可能条件」①に移行しました。

※2 しいたけ・野生きのこの等の県産特用林産物の放射性物質検査結果

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

（裏面あり）

3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

○たけのこ

食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名の表示をお願いします。

※出荷制限等解除済市町（表面 2参照）産については、出荷・販売にあたり、証明書の掲示や提示をお願いします。

○原木しいたけ

食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いします。

※解除対象生産者については、出荷・販売にあたり、氏名及び住所の表示をお願いします。

○乾しいたけ

食品表示法に基づく表示（製造者（乾燥加工を行った者）等）に加え、生しいたけの産地の市町村名と、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いします（※出荷制限中の生しいたけは使用できません）。

※出荷制限が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名と解除年月日、採取年月の表示もお願いします。

たけのこ表示例

名称：たけのこ
原産地：千葉県 ○○市

生しいたけ表示例

名称：しいたけ
原産地：千葉県○○市
栽培方法：原木
生産形態：露地栽培（又は施設栽培）
生産者：○○市○○ △△△△-△ ○山○郎

乾しいたけ表示例

名称：乾しいたけ
原材料名：しいたけ（原木）
原料原産地名：千葉県○○市
露地栽培（又は施設栽培）
生産者は製造者と同じ（異なる場合は住所氏名を記す）
解除年月日 ○年○月○日
採取年月 ○年○月（○日）
内容量：○○g
賞味期限：○年○月○日
保存方法：直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存
製造者：千葉県○○市○○ △△△△-△ ○山○郎

4 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

お問 合 せ 先	千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話 0475(82)3121
	千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043(483)1130
	千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439(55)4970
	千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04(7092)1318
	千葉県農林水産部森林課林業振興室	電話 043(223)2966